

事務所コラム

2013年10月7日(月)

(本店) 〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-3-8 1F Email reiko@ebihara-tax.jp
税理士法人海老原税理士事務所 TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822
(支店) 〒062-0035 札幌市豊平区西岡 5 条 14 丁目 13-11 Email info@mpc55.jp
横井税理士事務所 TEL 011-584-8855 FAX 011-584-8828

非嫡出子相続違憲判決と国税庁の対応

婚外子（非嫡出子）差別規定

民法 900 条には「嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の 2 分の 1」という差別規定があります。

人口動態統計によると、全出生数に婚外子が占める割合は年々増加しており、2011 年で 2.2%、毎年 2 万人以上が婚外子として生まれています。2012 年末現在、遺産分割家裁係属婚外子案件は 176 件あります。

婚外子差別規定は、欧米諸国にはなく、韓国や中国にもなく、世界的にも限られた状況にあり、国連はこれまで計 10 回、日本に是正を求める勧告をしてきました。

最高裁の違憲判決

この 9 月 4 日、最高裁は大法廷の全員一致の決定として、婚外子の相続差別を定めた民法の規定を違憲としました。1995 年の大法廷では、立法府に与えられた合理的な裁量判断の限界を超えたものではない、との理由で合憲としていましたが今回は、法律婚制度は日本に定着してはいるものの、結婚や家族の在り方、それに対する国民の意識が大きく多様化しており、親を選べない子に不利益を与えることは許されないとしました。

1898 年に旧民法公布以来 115 年間続いて

きた規定に対する違憲判断でした。

国税庁の対応

最高裁は、遅くとも 2001 年 7 月当時においては憲法違反であった、としたので、国税庁は、2001 年 7 月以後に開始した相続で、本年 9 月 5 日以後に期限内申告、期限後申告及び修正申告または更正処分や決定により相続税額が確定するものには、婚外子（非嫡出子）を差別しないところの相続税額の計算をすることにしました。

例えば、法定相続人が嫡出子と非嫡出子の 2 人のみの場合、従来なら嫡出子は 3 分の 2、非嫡出子は 3 分の 1 が相続分となりますが、今後は嫡出子も非嫡出子も 2 分の 1 となりますので、ケースによっては相続税の総額が少なくなります。

ただし、最高裁は、この違憲判断が「すでに確定的なものとなった法律関係にまで影響を及ぼすものでない」としているため、国税庁も、過去の申告において婚外子規定を適用して相続税額の計算を行っているという理由のみでは更正の請求の対象にはならないとしています。でも、僅かにでもそれ以外の理由が併せてあれば、上記の修正申告や更正の請求をすることはできます。



子は親を選べない。
制度尊重より人権尊